特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	老人福祉関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、老人福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和8年10月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	・徳島市では、介護保険法の規定に基づき保険給付に関しては、被保険者の資格管理、保険料賦課・収納、給付管理、要介護（要支援）認定を行い、地域支援事業に関しては資格管理及び給付管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、介護保険法及び徳島市介護保険条例並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき次の事務に使用する。 1．資格管理事務 ①住民票情報から被保険者の資格取得、喪失、変更を決定する。 ②被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。 2．保険料賦課・収納事務 ①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報から保険料率を決定する。 ②年金給付関係情報、住民票情報から特別徴収情報を決定する。 ③普通徴収・特別徴収の入金を収納する。 ④地方税関係情報、住民票情報より減免申請内容を確認し、減免後の保険料を決定する。 ⑤住民票情報から保険料の督促、催告、還付等各種通知先を確認している。 ⑥保険料の収納事務を行い、滞納者については給付制限を決定している。 3．給付管理事務 ①徳島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額サービス費等の支給決定をする。 ②災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。 ③地方税関係情報、住民票情報より負担限度額（特定入所者介護サービス費）認定に係る承認等を決定する。 ④申請に基づく福祉用具貸与および住宅改修費支給を決定する。 ⑤他の法令による給付サービスとの調整を行う。 4．要介護（要支援）認定事務 ①要介護（要支援）の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請の受理から結果の通知までの進捗を管理している。 ②各申請時における2号被保険者の医療被保険者証の確認（提示）をしている。 ③住所移転後の要介護（要支援）認定の要件確認（受給資格証明書確認）をしている。（認定引き継ぎ） 5．地域支援事業事務 ①被保険者に対する基本チェックリストによる介護予防対象者の資格管理を行う。 ②被保険者の地域支援事業の利用申請の受理、支給決定を行う。 6．情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理を行う。
③システムの名称	介護保険システム，住民基本台帳システム，番号連携システム，中間サーバーシステム，住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム，介護保険認定事務システム（※），生活機能評価システム（※），国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)（※2）、サービス検索・電子申請機能 ※　業務およびシステム上で特定個人情報を取り扱う予定はない。参考として掲載 ※2　伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、暗号化した電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報ファイル（以下、介護保険給付等関係情報ファイル）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の100項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　別紙のとおり、及び番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5152 徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的なミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

（別紙）法令上の根拠				
番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　情報提供の根拠				
項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第四条で定めるもの
			健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの
三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
			健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの
六	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
七	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
十一	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第十三条で定めるもの
十五	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの

四十二	都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第四十四条で定めるもの
五十六	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの
六十五	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
六十九	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
八十	市町村長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの
八十三	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
八十六	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
百十五	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百二十七条で定めるもの
百二十八	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの
百三十一	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの

百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
百四十四	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百四十六条で定めるもの
百六十一	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百六十三条で定めるもの

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　情報照会の根拠				
項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
百三十一	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの
			介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの
百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十四条で定めるもの

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ　しきい値判断項目	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
平成27年12月25日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄「二十二」 第二欄「都道府県知事」 第三欄「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」 第四欄「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第五欄「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄「八十八」 第二欄「都道府県知事」 第三欄「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」 第四欄「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第五欄「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月25日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄「百九」 第二欄「都道府県知事又は市町村長」 第三欄「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」 第四欄「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」 第五欄「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
平成28年9月23日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号　別表第2　別紙のとおり	番号法第19条第7号　別表第2　別紙のとおり、及び番号法第19条第14号	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄『五』 第二欄『全国健康保険協会』 第三欄『船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 第五欄「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄『八』 第二欄『都道府県知事』 第三欄『児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄「市町村長」 第五欄「介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄『十一』 第二欄『市町村長』 第三欄『児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄「市町村長」 第五欄「介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄『十七』 第二欄『市町村長』 第三欄『予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第五欄「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄『百六』 第二欄『独立行政法人日本学生支援機構』 第三欄『独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第五欄「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年9月23日	（別紙）法令上の根拠	なし	【追加】 第一欄『百八』 第二欄『都道府県知事又は市町村長』 第三欄『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄「市町村長」 第五欄「介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」 ※なお、「法令上の根拠」に合わせて、「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」「提供先」も修正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月6日	Ⅰ 基本情報 1．特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の内容	追加	※当市では、「3－①の授受について」について、国保連合会に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	事前	全項目評価書の記載事項と連動する
平成28年12月6日	Ⅰ 基本情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	追加	国保連合会伝送システム(都道府県・市町村版)	事前	全項目評価書の記載事項と連動する
平成29年7月7日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	Ⅰ 関連情報	介護・ながいき課長 高島 誠一	介護・ながいき課長 芝田 正志	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	Ⅰ 関連情報	徳島市保健福祉部介護・ながいき課資格保険料係 770－8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5582	徳島市保健福祉部介護・ながいき課給付係 770－8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	Ⅱ しきい値判断項目	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『五』 （略） 第六欄『－』	第一欄『五』 （略） 第六欄『第5条』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『八』 （略） 第六欄『－』	第一欄『八』 （略） 第六欄『第7条』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『十一』 （略） 第六欄『－』	第一欄『十一』 （略） 第六欄『第10条』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『十七』 （略） 第六欄『－』	第一欄『十七』 （略） 第六欄『第12条の3』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『二十二』 （略） 第六欄『－』	第一欄『二十二』 （略） 第六欄『第15条』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『三十三』 （略） 第六欄『－』	第一欄『三十三』 （略） 第六欄『第22条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『三十九』 （略） 第六欄『－』	第一欄『三十九』 （略） 第六欄『第24条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『四十三』 （略） 第六欄『－』	第一欄『四十三』 （略） 第六欄『第25条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『五十八』 （略） 第六欄『－』	第一欄『五十八』 （略） 第六欄『第31条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『八十一』 （略） 第六欄『－』	第一欄『八十一』 （略） 第六欄『第43条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百八』 （略） 第六欄『－』	第一欄『百八』 （略） 第六欄『第55条』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百九』 （略） 第六欄『－』	第一欄『百九』 （略） 第六欄『第55条の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百十七』 第二欄『厚生労働大臣』 第三欄『年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』 第四欄『市町村長』 第五欄『介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの』 第六欄『第54条』	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更（削除）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百二十』 （略） 第六欄『－』	第一欄『百十九』 （略） 第六欄『第59条の3』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月19日	Ⅱ　しきい値判断項目	平成29年7月7日時点	平成29年7月19日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
平成30年7月11日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	保険福祉部　介護・ながいき課 介護・ながいき課長　芝田　正志	保険福祉部　介護保険課 介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成30年7月11日	Ⅰ　関連情報	徳島市保健福祉部介護・ながいき課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585	徳島市保健福祉部介護保険課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成30年7月11日	Ⅱ　しきい値判断項目	平成29年7月19日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和1年6月26日	Ⅱ　しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	Ⅱ　しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和2年9月16日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『八十八』 （略） 第四欄『原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十八条に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	第一欄『八十八』 （略） 第四欄『原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和2年9月16日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百十九』	第一欄『百二十』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②　法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第2　別紙のとおり、及び番号法第19条第8号	番号法第19条第8号　別表第2　別紙のとおり、及び番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部　高齢福祉課	健康福祉部　高齢介護課	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課長	高齢介護課長	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	徳島市保健福祉部介護保険課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585	徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	徳島市保健福祉部介護保険課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585	徳島市健康福祉部高齢介護課給付係 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5585	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和4年9月9日	Ⅱ　しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和4年9月9日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『五十八』 （略） 第六欄『第31条の2』	第一欄『五十八』 （略） 第六欄『第31条の2の2』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『九十四』 （略） 第四欄『－』 第五欄『－』	第一欄『九十四』 （略） 第四欄『内閣総理大臣』 第五欄『公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの』	事後	重要な変更に当たらない（理由：リスクを明らかに軽減させる変更であるため）
令和4年9月9日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第1の68項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第50条	番号法第9条第1項　別表第1の68項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条	事後	重要な変更に当たらない（理由：リスクを明らかに軽減させる変更であるため）
令和4年9月9日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『九十』 （略） 第六欄『-』	第一欄『九十』 （略） 第六欄『第44条の4』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百六』 （略） 第六欄『-』	第一欄『百六』 （略） 第六欄『第53条』	事後	法令の題名等の形式的な変更（追記）であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和6年3月1日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『二十二』 （略） 第四欄『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	第一欄『二十二』 （略） 第四欄『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『二十二』 （略） 第五欄『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	第一欄『二十二』 （略） 第五欄『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『五十六の二』 （略） 第三欄『災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの』	第一欄『五十六の二』 （略） 第三欄『災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『八十八』 第二欄『都道府県知事』	第一欄『八十八』 第二欄『厚生労働大臣』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百六』 （略） 第三欄『独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの』	第一欄『百六』 （略） 第三欄『独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	（別紙）法令上の根拠	第一欄『百九』 （略） 第五欄『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	第一欄『百九』 （略） 第五欄『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和6年3月1日	表紙 特記事項	（空欄）	介護保険システム更新に伴う評価再実施により、次期介護保険システムの構築作業担当事業者へとデータを提供する前の評価として、この評価書の最後尾（変更履歴の手前）に時期介護保険システムの評価部分を附属している。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和6年3月1日	（時期介護保険システム部分） 表紙 特記事項	（空欄）	このページより後ろは、次期介護保険システムへの更新に伴う、現行介護保険システムの評価書の附属書類としての、次期介護保険システムに関する評価書部分（データを提供する前のもの）となる。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	（時期介護保険システム部分） Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム，要援護高齢者台帳システム，高額介護合算システム，新窓口対応システム（庁内連携システム），個人・法人管理システム（宛名システム），番号連携システム，中間サーバーシステム，住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム，介護保険認定事務システム（※），生活機能評価システム（※），国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)（※2） ※　業務およびシステム上で特定個人情報を取り扱う予定はない。参考として掲載 ※2　伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、暗号化した電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	介護保険システム，住民基本台帳システム，番号連携システム，中間サーバーシステム，住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム，介護保険認定事務システム（※），生活機能評価システム（※），国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)（※2） ※　業務およびシステム上で特定個人情報を取り扱う予定はない。参考として掲載 ※2　伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、暗号化した電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う
令和7年1月17日	表紙 評価書名	介護保険関係事務　基礎項目評価書 （システム更新に伴うデータを提供する前部分）	介護保険関係事務　基礎項目評価書	事後	新システム稼働に伴う変更。重要な変更に当たらない。
令和7年1月17日	表紙 特記事項	このページより後ろは、次期介護保険システムへの更新に伴う、現行介護保険システムの評価書の附属書類としての、次期介護保険システムに関する評価書部分（データを提供する前のもの）となる。	削除	事後	新システム稼働に伴う変更。重要な変更に当たらない。
令和7年1月17日	Ⅱ　しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　一 情報照会者 　厚生労働大臣 事務 　健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第1条	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　二 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第2条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　二 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　二 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第2条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　二 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 　健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　三 情報照会者 　健康保険組合 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第3条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　三 情報照会者 　健康保険組合 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　三 情報照会者 　健康保険組合 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第3条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　三 情報照会者 　健康保険組合 事務 　健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 　健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　四 情報照会者 　厚生労働大臣 事務 　船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第4条	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　五 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第5条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　六 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの 情報提供者 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　六 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第6条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　七 情報照会者 　全国健康保険協会 事務 　船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　八 情報照会者 　都道府県知事 事務 　児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第7条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　十一 情報照会者 　都道府県知事 事務 　児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第十三条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　十一 情報照会者 　市町村長 事務 　児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第10条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　十五 情報照会者 　市町村長 事務 　児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　十七 情報照会者 　市町村長 事務 　予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第12条の3	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　二十二 情報照会者 　都道府県知事 事務 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第15条	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　二十六 情報照会者 　都道府県知事 事務 　生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第19条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報提供の根拠 項番 　四十二 情報照会者 　都道府県知事 事務 　生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第四十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　三十 情報照会者 　社会福祉協議会 事務 　社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　一	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　三十三 情報照会者 　日本私立学校振興・共済事業団 事務 　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第22条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報提供の根拠 項番 　五十六 情報照会者 　日本私立学校振興・共済事業団 事務 　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　三十九 情報照会者 　国家公務員共済組合 事務 　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第24条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　六十五 情報照会者 　国家公務員共済組合 事務 　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　四十二 情報照会者 　市町村長又は国民健康保険組合 事務 　国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第25条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　六十九 情報照会者 　市町村長又は国民健康保険組合 事務 　国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　四十三 情報照会者 　市町村長又は国民健康保険組合 事務 　国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第25条の2	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　四十六 情報照会者 　厚生労働大臣又は共済組合等 事務 　国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ※	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　五十六のニ 情報照会者 　市町村長 事務 　災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第30条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　八十 情報照会者 　市町村長 事務 　災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　五十八 情報照会者 　地方公務員共済組合 事務 　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第31条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　八十三 情報照会者 　地方公務員共済組合 事務 　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　六十一 情報照会者 　市町村長 事務 　老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第32条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　八十六 情報照会者 　市町村長 事務 　老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　六十二 情報照会者 　市町村長 事務 　老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第33条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　八十七 情報照会者 　市町村長 事務 　老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　八十 情報照会者 　後期高齢者医療広域連合 事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第43条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　百十五 情報照会者 　後期高齢者医療広域連合 事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　八十一 情報照会者 　後期高齢者医療広域連合 事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第43条の2	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　八十三 情報照会者 　厚生労働大臣又は共済組合等 事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ※	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　八十七 情報照会者 　都道府県知事等 事務 　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第44条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠 項番 　百二十五 情報照会者 　都道府県知事等 事務 　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第百二十七条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　八十八 情報照会者 　厚生労働大臣 事務 　原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　九十 情報照会者 　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 事務 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第44条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報提供の根拠 項番 　百二十八 情報照会者 　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 事務 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　九十四 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報提供の根拠 項番 　百三十一 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの 情報提供者 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　九十五 情報照会者 　厚生労働大臣又は共済組合等 事務 　介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　一	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報提供の根拠 項番 　百三十二 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　九十七 情報照会者 　都道府県知事又は保健所を設置する市の長 事務 　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　百六 情報照会者 　独立行政法人日本学生支援機構 事務 　独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第53条	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　百八 情報照会者 　都道府県知事又は市町村長 事務 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第55条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報提供の根拠 項番 　百四十四 情報照会者 　都道府県知事又は市町村長 事務 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業お実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第百四十六条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　百九 情報照会者 　都道府県知事又は市町村長 事務 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報提供の根拠 項番 　百二十 情報照会者 　都道府県知事 事務 　難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第59条の3	削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠	新規	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報提供の根拠 項番 　百六十一 情報照会者 　都道府県知事等 事務 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第百六十三条で定めるもの	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報照会の根拠 項番 　九十三 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 特定個人情報 　医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第46条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報照会の根拠 項番 　百三十一 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの 情報提供者 　医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 利用特定個人情報 　医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報照会の根拠 項番 　九十三 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第46条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報照会の根拠 項番 　百三十一 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの 情報提供者 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報照会の根拠 項番 　九十四 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　都道府県知事等 特定個人情報 　生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報照会の根拠 項番 　百三十二 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 　都道府県知事等 利用特定個人情報 　生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報照会の根拠 項番 　九十四 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報照会の根拠 項番 　百三十二 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報照会の根拠 項番 　九十四 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 特定個人情報 　年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報照会の根拠 項番 　百三十二 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 　厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 利用特定個人情報 　年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	（別紙）法令上の根拠 情報照会の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　情報照会の根拠 項番 　九十四 情報照会者 　市町村長 事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　内閣総理大臣 特定個人情報 　公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの ※ 　第47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条情報照会の根拠 項番 　百三十二 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 　内閣総理大臣 利用特定個人情報 　公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十四条で定めるもの 削除	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	Ⅳ　リスク対策 ８．人手を介在させる作業 　　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規	十分である	事後	様式変更による
令和7年1月17日	Ⅳ　リスク対策 ８．人手を介在させる作業 　　判断の根拠	新規	人手が介在する局面ごとに、人為的なミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更による
令和7年1月17日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	番号法第9条第1項 別表の100項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 別紙のとおり、及び番号法第19条第9号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条別紙のとおり、及び番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和8年10月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	なし	サービス検索・電子申請機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和8年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない（理由：しきい値判断結果が変わらないため）